

土木工事等に伴う埋蔵文化財関係届出等の手引

はじめに

鎌倉市には、地中に埋まっている遺跡(=埋蔵文化財)が多くあります。これらは鎌倉の歴史や昔の人々の生活を知るための貴重な手がかりであり、土木工事等により破壊されると、元に戻すことができません。これらを保護するため、文化財保護法により必要な手続きが定められています。

1 土地の確認

土木工事等を行う場合、計画地に埋蔵文化財が存在する可能性がある区域(=周知の埋蔵文化財包蔵地)または史跡に該当する場合は文化財保護法に基づく手続きが必要となります。

工事着工までの流れは、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は「2」、史跡に該当する場合は「3」のとおりとなります。

計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地または史跡に該当するかどうかは文化財課で確認してください。

なお、史跡・埋蔵文化財包蔵地の範囲や内容は新たな発見等により変わる場合もありますので、必ず事前にご確認ください。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地外であっても、確認調査をお願いする場合や、工事中に埋蔵文化財と思われるものが出土した際は、直ちに工事を中断し届け出ていただく場合がありますのでご承知おきください。

2 周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木・建築工事等を行う場合

①確認調査の実施

土木工事等が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある場合、計画地内の一部を掘って埋蔵文化財の遺存状況を確認することになります。工事の内容が決まりましたら、お早めに窓口で確認調査が必要かどうかをご確認ください。鎌倉市では、確認調査を②の「埋蔵文化財発掘の届出について」の提出前に実施しています。調査実施には別途、「確認調査依頼書」をご提出ください。

※確認調査の詳細はお問い合わせください。

②埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木・建築工事等を実施する場合は埋蔵文化財への影響の有無に関わらず、**工事着手の60日前までに**文化財保護法第93条第1項に基づく「埋蔵文化財発掘の届出」の提出が必要です。届出用紙と図面を**正本2部**ご提出ください。

届出添付図面:案内図、現況図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、基礎(杭)伏図、基礎詳細図、地盤改良図など

③神奈川県からの指示

②の届出に対し、その取り扱いについて神奈川県から指示通知があります。指示の内容は次の3種類です。

- A 工事着手前に発掘調査を実施すること
- B 工事に際し、市教育委員会職員が立ち会うこと(別途、「立会依頼書」による申し込みが必要です)
- C 慎重に工事を実施すること(工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、工事を中断し、ご連絡ください)

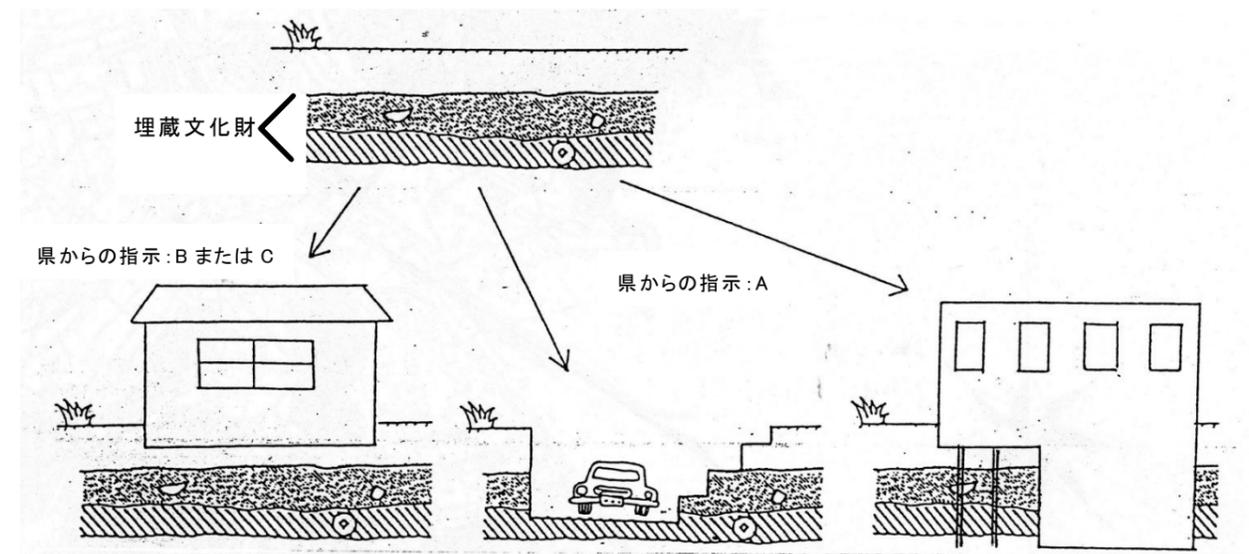
④事前発掘調査の実施

③でAの指示の場合、工事に先立ち発掘調査を実施していただくことになります。

これは、工事によって永久に消滅してしまう遺跡について、正確な調査記録を作成して記録保存するという趣旨で実施するものです。※発掘調査にかかる費用は原則として事業主のご負担となりますが、調査期間・ご負担いただく費用等の詳細はお問い合わせください。

例)周知の埋蔵文化財包蔵地内の工事の場合

※基礎が浅くても、地盤改良・杭打ち等により、埋蔵文化財が失われる場合も調査の対象となります。



3 史跡内で土木・建築工事等を行う場合

鎌倉市内には、歴史的に重要性が高いことから史跡に指定されている場所が多数あります。国・県・市指定史跡内で建築行為や土地の形質を変更する行為等を行う場合は、事業者は事前にそれぞれ文化庁・神奈川県教育委員会・鎌倉市教育委員会に「現状変更許可申請書」を提出し、許可を受けなければなりません。また、許可後に当該事業を終了したときは、すみやかに「現状変更等終了報告書」を提出しなければなりません。(文化財保護法第125条)

お問い合わせ先 鎌倉市教育委員会 教育文化財部文化財課

TEL0467(23)3000(代) 内線 2459 Fax0467(23)1085

bunkazai@city.kamakura.kanagawa.jp (インターネット及びメールでは届出・申請を受け付けておりません)

